

## 奈良市公告

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年6月4日

奈良市長 仲川元庸

### 1. 公募に付する事項

項目	概要
業務の名称	奈良市認知症高齢者等AI相談事業
事業の目的	認知症等に関する不安や悩みを抱える当事者及び家族が、時間や場所を問わず匿名で気軽に相談できる環境を整備し、相談への心理的ハードルを低減することで早期支援につなげるとともに、家族介護者の心理的・実務的負担の軽減を図ることを目的とする。
契約期間等	(1) 契約期間 契約締結日から令和10年7月31日まで (2) 業務履行機関 契約締結日から令和10年7月31日まで
契約形式	業務委託契約

### 2. 参加資格

次に挙げる要件を全て満たしている事業者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 提出日において、奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 奈良市税（奈良市外の事業者の場合は国税）を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号にあげる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びに、それらの利益となる活動を行う者でないこと。なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年4月1日発行）に基づき、所轄警察署長に照会する場合がある。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与、又は、一般社団法人日本品質保証機構の ISO27001 (ISMS) の認証を受けている (同等のセキュリティ対策を講じている) こと。

### 3. 参加表明

本プロポーザルに参加する場合は、提出期間内に下記書類を提出すること。参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

#### (1) 提出書類 (各 1 部)

ア 参加表明書 (様式第 1 号)

イ 商業登記履歴事項全部事項証明書 (写し) (発行後 3 か月以内のもの)

ウ 誓約書 (様式第 2 号)

エ 事業者概要書 (様式第 3 号)

オ 業務実績調書 (様式第 4 号)

カ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与、又は、一般社団法人日本品質保証機構の ISO27001 の認証を受けている (同等のセキュリティ対策を講じている) ことが証明できるもの

キ <奈良市物品購入等入札参加資格者でない場合>

納税証明書 (写し) (発行後 3 か月以内のもの)

・ 奈良市内の事業者：奈良市市民税課で証明

(奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む)

直近 2 年分の法人市民税の納税証明書

・ 奈良市外の事業者：国税納税地を管轄する税務署で証明

納税証明書 (その 3 又はその 3 の 3)

#### (2) 提出期限

令和 8 年 6 月 22 日 (月) (午後 5 時必着)

#### (3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

※ パスワード処理を施し、原則 zip 形式の圧縮フォルダで奈良市福祉政策課のメールアドレス

(fukushiseisaku@city.nara.lg.jp) 宛に提出。なお、メールタイトルは「奈良市認知症高齢者等 AI 相談事業業務委託公募型プロポーザル参加表明【事業者名】」とすること。

※ データ容量が大きい場合、データを分割して複数メールにて送付すること。またメール添付の他、安全性の確認されたファイル共有サービス等の利用も可能とする。ただし、奈良市のセキュリティ上、利用できないファイル共有サービス (Google ドライブ) 等があるので注意すること。

※ メール送付後、到着確認を電話で行うこと。

### 4. 企画提案書

参加決定可の通知を受けた者は、下記内容により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（全体版及び概要版。様式は任意とする。）
- イ 業務の実施体制調書
- ウ 作業スケジュール（企画提案書に掲載可能。ただし、ページに含む。）
- エ 見積書（様式第6号）

※金額は、契約期間全体の総額について、消費税及び地方消費税を除いた額と、消費税及び地方消費税を含んだ額をそれぞれ記載すること。また、積算根拠の具体的な内容を明らかにすること。

(2) 提出形式及び部数

データ及び書類により提出することとする。

データ（文字認識が可能なPDF形式等）・・・1式

書類・・・前項ア、イ、ウについては6部、エについては1部

(3) 提出期限

令和8年7月3日（金）

※ 期限までに提出がなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(4) 提出方法

データは電子メール、書類は郵送とする。郵送については、上記提出期限の消印有効。

※電子メールでの送付に際しては、パスワード処理を施し、原則zip形式の圧縮フォルダで奈良市福祉政策課のメールアドレス（fukushiseisaku@city.nara.lg.jp）宛に提出。なお、メールタイトルは「奈良市認知症高齢者等AI相談事業業務委託企画提案書等【事業者名】」とすること。

※データ容量が大きい場合、データを分割して複数メールにて送付すること。またメール添付の他、安全性の確認されたファイル共有サービス等の利用も可能とする。ただし、奈良市のセキュリティ上、利用できないファイル共有サービス（Googleドライブ）等があるので注意すること。

※メール送付後、到着確認を電話で行うこと。

(5) 企画提案書の書式

企画提案書は全体版と、全体版を分かりやすくまとめた概要版をそれぞれ提出すること。

ア 用紙サイズ

A4版縦向き、横書き。ただし、図表等については必要に応じてA3版横向きでも可能とする。

イ 文字サイズ、最大文字数

11ポイント以上、1ページあたりの最大文字数1368文字以内。文字フォントは指定しないが、読みやすさを考慮すること。

ウ 使用する言語及び通貨

日本語、日本円。

エ ページ数

(ア) 全体版は30ページ以内（表紙、目次はページ数に含めない）、概要版は2ページ以内とする（※「A4両面1枚＝2ページ」と数える）。

(イ) 別途補足資料（カタログやパンフレット等）がある場合は、企画提案書とは別（ページ数に含めない）に提出を認める。

オ 表紙及び提案者の判別

(ア) タイトル「奈良市認知症高齢者等 AI 相談事業業務委託企画提案書」とし、提出日を記載すること。

(イ) 事業者の住所、称号又は名称、代表者職氏名、担当者連絡先を記載すること。

カ その他

特に提案したい内容や強みだと考える箇所については、下線や太字などで強調し分かりやすくすること。

(6) 企画提案書の内容

次の事項を前提として、創意工夫のある提案を求めるものとする。

項目	内容として最低限盛り込むもの
実施体制等に関する事	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の実施体制図及び人員</li><li>・業務管理責任者及び相談責任者の役割、経歴、専門分野、実績</li><li>・業務フロー図、実施スケジュール、手順</li></ul>
生成 AI を活用した相談支援に関する事	<ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な相談への対応方法</li><li>・リスク検知の方法</li><li>・重大なリスクがある場合の対応方法</li></ul>
ユーザビリティに関する事	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者や市担当職員を想定した利便性、操作性、デザイン</li></ul>
生成 AI の回答品質の確保に関する事	<ul style="list-style-type: none"><li>・生成 AI の回答品質の確保に関する方法</li></ul>
セキュリティ・コンプライアンスに関する事	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報保護や著作権の侵害防止への対策</li><li>・インシデント発生時の対応方法</li></ul>
本提案において独自性のあるところ	

5. その他

詳細は募集要項を確認すること。